

## 技術教育における高・専連携の試み

### —職業高校工業科に焦点を当てて—

南澤信之 生活科学教育講座

山本哲也 大阪市立泉尾工業高等学校

#### 1 はじめに

近年、科学技術の進展は、産業のソフト化、生産システムの省力化、各種技術の複合化、総合化をもたらし、各専門分野における知識や技術は急速に拡大、高度化が進行している。こうした状況の中で、高等学校の専門学科とりわけ工業学科においては、学校における教育内容と実際の産業界の現場において扱われている知識、技術との間には隔たりが生じてきている。そして、職業高校を卒業しても、「高校でやったことは、仕事に役に立たない」という声もある。また、トラッキングシステムに埋没され、高学歴志向の社会風潮の中で依然として根強い普通科への進学志向や受験競争の影響などから、職業学科に学ぶ生徒の中には、専門教育に取り組む意欲や目的意識の希薄なものも多く見受けられるようになり、その技術教育に対する価値すら揺らいできている。

子どもの分化について、深谷は「すでに男子では小学校高学年において文系・理系の分化が見られ、基本的な部分での興味関心の違いを顕著に見ることができる」<sup>(1)</sup>と指摘している。ところが現下においては、この分化の兆候を発達的に育成し、自らの進路展望に生かし得ていないといえる。南澤は、体験的学習により生徒がポジティブな分化を行うことを明らかにしつつも、普通科においては、アチーブメント評価によるトラッキングシステムに埋没するかのごとく閉ざされた進路展望とは逆の進路選択を行うといったネガティブな分化に陥っていることを明らかにしている<sup>(2)</sup>。

職業高校にも目新しい科目や選択制が導入されつつあるが、結局のところ系統性や体系化を軽視した「彈力化」にすぎない。したがって、職業教育・本来の意味での技術教育を十分期待するには、職業高校における職業教育のさらなる充実と、それを保障するための条件整備をすすめると同時に、技術教育を子どもの発達と自立、人間形成と結びつけてとらえ、分化が始まる前の小学校から体系的にすすめていく必要があるであろう。

このような問題点を踏まえ、工業学科の生徒たちの学ぶ意欲の喚起を目指すことにより、工業高校の持つ特色をいかに維持していくかが、今後の課題となる。そこで、技術教育の意義と体系化を視野に入れつつ工業高校と専門学校の連携について焦点化して検討することとした。

#### 2 多様化政策の展開と学校間連携

1960 年の高等学校教育課程改正の諮問は、能力・適性・進路の多様性と、国家社会の要請の複雑性とに応ずるため、各課程ごとに特色を明確にすること、道徳教育を充実徹底すること、一般教養・基礎学力の向上を図ること、科学技術教育を重視することが強調され、経済の高度成長という政治・経済の動向が改正の底流にあった。

1962 年文部省初等中等教育局は、『高等学校生徒急増対策と「高校全入運動」の可否』<sup>(3)</sup> の中で、「高校全入運動」に対する批判的見解を明らかにすると同時に、当面する「高等学校急増対策」を直接的契機として、高等学校「多様化」政策を積極的に促進する意図を明白に表明した。

多様化の背景には、経済社会の変化と相俟って上級学校への進学率の上昇があった。特に高等学校への

進学率の上昇は、予想を上回るものであった。文部省の見方は、高等学校進学率は上昇しても毎年1%程度であろうとするものであった。ところが、国民所得倍増計画の策定に着手していた経済審議会は、従来より広い側面で社会资本と教育・社会保障という社会的側面に言及しようとする姿勢をとったため、経済成長の動向、職業構造の変化に伴う都市化の傾向を顧慮に入れて、1970年には高等学校進学率は84.5%になるであろうとの予測値が算出された。しかし、文部省や大蔵省が「それほど全日制の高等学校を増加してよいのか」「公財政としてどこまで負担すべきか、また可能なのか」などの政策要因を加味して所得倍増計画には、72%という数字を示すにいたった。

このように急激な進学率の上昇をもたらした社会的要因は、「学歴尊重の社会思想」にあるとする見解や国民所得水準の上昇に求める見解があるが、最も基本的な社会要因を清水義弘は、農村青年の大半が急速に賃金労働者化したことにあるとし、その背景には国際的な技術革新に伴う生産様式の変化と転換、それに伴う国際的・国内的な資本の競争原理と危機意識が強く働いているとしている<sup>(4)</sup>。また、さらに1957年のスポートニック・ショックをはじめとして世界の教育改革競争に大きな影響を与えたことも無視できないことであろう。そして、高等学校進学率の上昇を助長したものに私立学校の存在がある。1960年には私立高等学校数は4598校、生徒数324万人であったのが、1965年には私立高等学校数が4849校、生徒数507万人となり、5年の間に251校、183万人の拡張があった（全生徒における私立高等学校の生徒が占める割合は、28.7%から32.8%に上昇）。同時期の公立高等学校の拡張は、79校、74万人でしかなかった。さらに、公立高等学校の新設単独校は大半が工業高等学校であった。1962年1月に閣議了解した計画は、地方財政の好転を理由に、主要財源は都道府県の起債と交付税、一般歳入でまかなうとしたものの国民所得倍増計画に盛り込まれた国家的養成でもあった工業技術者の養成の規模拡大のため、工業高等学校の入学定員を1960年から8年間の間に86000人増員することとし、工業高等学校の新設には国庫補助金を出した。

しかし、高等学校教育の量的拡大が、学校間格差や多様化問題と相俟ってトラッキングシステムを構築してきたと推認できる。以降、教育の課題が「量の増大に伴う質の変化にいかに対処するか」という基本問題に焦点化していったといえる。

1963年1月14日の経済審議会の「人的能力政策に関する答申」<sup>(5)</sup>は、「マンパワーポリシーに関する答申」と俗称され、「ハイタレント」という言葉を用いて、「真の独創力を持って科学技術を進歩させる人、あるいは産業社会の組織の主導層」を同年齢層の3%程度、準じたものを加えて5%程度が政策の対象になるとみている。そして、ハイタレントの養成として、教育の機会均等という社会的正義の観点から、地域・経済力に関わらず国民の全階層から発見する、国民的効率の観点から早期発見が必要である、養成の重点は高等教育にあるが、幅広い裾野から選ぶ観点から初等教育からの検討が必要である、学校教育の限界という観点もあるから、産業社会内でもその開発に努めるべきであるという4点をあげている。

この経済審議会の答申の流れに沿うように文部省は、1963年8月の学校教育法施行規則の改正<sup>(6)</sup>により、同時に通達された「選抜要領」では、「高校の目的に照らして心身ともに異常があり修学に堪えないと認められる者、その他高校の教育課程を履修できる見込みのない者を入学させることは適当でない」として、いわゆる「希望主義」から「適格主義」への転換が図られた。すなわちこれは、定員に満たなくとも試験を実施すべきことを趣旨としており、高等学校間格差を是認する結果となった。また、同年文部省は、中央教育審議会に対して、期待する人間像について、「個人の能力・適性・進路に応じた」後期中等教育の目的・性格・教育内容・教育方法・授業形態・教員、教育機関の形態及び教育制度上の位置づけについての2点を検討すべき問題点として諮問した。1966年10月31日の中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備についての答申」<sup>(7)</sup>においては、その入学選抜に際して能力・適性への配慮をし、知的・芸

術的、その他高度の素質ある者に対して特別教育を行い、中等教育を一貫して行う6年制設置を検討するなどと、いわゆる「能力主義」の徹底に配慮した提言が多かったといえる。そして、その答申には別記として「期待される人間像」が示されたため、「差別・選別の教育」とか「産業に奉仕する教育」「国家主義の教育」といった批判も出された。

次いで、1967年8月11日の理科教育及び産業教育審議会の答申（高等学校における職業教育の多様化について）では、「近年の進学率の著しい上昇により、生徒の適正・能力が多様となり、これに即応できるよう高校教育の内容を改善することが必要となってきている<sup>(8)</sup>」として、森林土木、金属加工、電気工作、衛生工学、事務、経理、営業（または販売）、貿易、秘書、調理、和裁、洋裁、手芸、商業の14の小学科が職業教育の多様化に関する答申として示された。翌1968年には、第2次答申として新たに建築施工、漁業経営、服飾デザインの3学科が例示された。すなわち、戦前期に旧制中学校と併存していた商業学校や工業学校のような職業高等学校ではなく、各種学校に近い、技術・技能に関する教育が求められた。

このように、経済審議会の答申をはじめとする政府・財界のマンパワー・ポリシー、そこにおける教育投資論や福祉国家論的な教育計画、それらを貫く能力主義的な教育発想は、若年労働力の再生産過程の一環として、教育の担う役割がストレートに重視され、期待された。故に、それらの政策が教育にもたらした影響や矛盾も大きかった。たとえば、高等学校「普通科」の大幅な「職業科」への転換と大胆な「小学科制」の導入にみる富山県の七・三教育体制があげられるであろう。多様化政策として経済計画に教育計画が入り、富山県においては総合計画策定に際し、「産業制に立脚した教育の推進」をあげ、1970年度には、職業科を小学科的にして普通科との比率を「七対三」に再編することが提唱された。1956年の普通科の比率は46.7%に達したが、大学区制のために普通科への進学競争は激化の一途をたどり、県民の不満の下、1970年11月28日七・三教育は撤回された。

また、1961年の学校教育法の改正による「技能連携制度」を利用した神奈川県の技術高等学校、富山県の高等技能学校、香川県の高等技術学校及び東京12チャンネルの通信学校は、产学協同の名のもとに高等学校教育のいわば職業訓練化が強行され、教育現場に深刻な問題を山積みした。このことは、政府担当者の間からも「教育を経済成長との結びつきにおいてのみ捉えることによって、教育本来の目的を失い、偏った把握となる危険性を孕んでいる<sup>(9)</sup>」と指摘されるようになった。

1950年代に新学制によって軽視されがちであった専門教育の要求、という点に始まった効率的な経済計画の中に教育計画を組み込もうとする要求は、六・三制の定着を前提とした中での多様化の追求という政策から、1970年代を目前にして急速に、教育制度そのものを再編成しようとする方向に進んだ。その総決算の意味合いで出されたものが、1971年6月11日の中央教育審議会の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」という答申（通称「四六答申」）<sup>(10)</sup>である。この答申においては、全学校体系の再編成が検討されている。改編の基本的方向は戦略的ハイタレントの効率的養成のための教育制度そのものの再編成が趣旨として示されている。戦略的ハイタレントの養成のコースという点で試案段階で論議をよんだ初等中等教育は、4歳就学から小学校二年次までを結びつける4年制幼稚学校、その上に4年制の初等学校、現行の中・高を一貫にした6年制の中等教育という四・四・六制の学校が先導的試行としてつくろうとした。また、無学年制や飛び級進学の構想も示されていた。しかし、中央教育審議会の四六答申のうち初等中等教育改革の部分についてはほとんど着手されず、その代替え的役割を教育課程審議会に託したと推認できる。

1960年代の改正学習指導要領は学年進行で実施していたが、1973年11月21日に次の改正について、教育課程審議会に諮問された。前回は、小・中学校が1965年に、高等学校は1968年にと、諮問、答申、改正、実施がずれていたが、このときの諮問は同時諮問であった。これは高等学校教育の普及に伴う諸問題

が最大の焦点であったためである。この諮問の検討の観点として、高等学校の普及に伴う教育内容のあり方について、小学校・中学校・高等学校を通じた調和と統一のある教育内容のあり方について、児童生徒の学習負担の適正化を図り、基本的指導を徹底するための教育内容のあり方についてであった。特に注目すべきは、小・中学校の教育課程と高等学校の教育課程とが、1960 年代まで戦前の学校種別や性格の相違、占領軍政の相違のなごりによって、一貫した理念で検討しようとはなく、この諮問ではそれを改めようとする試みがなされたといえることである。また、奥野文部大臣は、挨拶の中で高等学校教育が「国民教育機関」であるとしたため、「適格主義」あるいは「能力主義」といった側面が大きく薄らいでいった。

1975 年の教育課程審議会の「教育課程の基準と改善に関する基本方向について」（中間まとめ）においては、高等学校教育の再編成に関する事項で、低学年における基礎的・基本的な学習、中学年からの選択科目の弾力的編成と多様な履修が掲げられている。それを受け 1978 年 8 月に高等学校学習指導要領<sup>(11)</sup>が公示された。主要内容は、普通科の必修単位を 32 単位とする、専門学科の場合男子 27 単位、女子 31 単位にするなどの必修科目の縮小と大幅な選択科目制の採用、卒業単位数を 85 単位から 80 単位に、時数を基準から標準に、必修科目の取り扱いを生徒に対応して弾力的に、など編成・実施上の弾力化措置が掲げられており、さらに、「配慮すべき事項」として、学習習熟度別学級編成、グループ学習、個別学習等が特記されている。また、勤労に関わる体験的な学習や専門教育を主とする学科の改善も盛り込まれ、高等学校教育課程の「弾力化」を図ることによって「新しいタイプの高等学校」による「多様化」の促進を図ろうとした。

後の 1988 年には、第 14 期中央教育審議会は「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」の諮問を受け、1991 年 4 月 19 日に最終答申<sup>(12)</sup>を行った。この答申は、高等学校教育制度改革に問題の焦点を絞り、日本の学校制度の可否を平等と効率の観点から分析を行っている。そして、その問題の解決の方向として、「個性の尊重」「選択幅の拡大」「コース変更の可能性の拡大」を提示し、総合学科の新設、情報・厚生・観光学科の新設といった「学科制度の再構成」や国際高等学校、情報科学高等学校、総合選択制高等学校、単位制高等学校などの「新しいタイプの高等学校の奨励」、普通科の高等学校と職業科の高等学校の連携、専修学校での学習の単位認定など「学校間連携の推進」、各学校・学科に一定幅の編入学定員の設定、高等学校中途退学者等の受け入れなど「学校・学科間の移動の容易化」といった方策も提示された。この答申に沿う形で、多様化は進んできている。

高等学校において、単位認定を前提とした学校間連携は、現在、以下の 5 つのパターンがある。まず 1 つ目は、職業高校間どおしの連携である。近隣の職業高校や総合学科で、自校カリキュラムに無い別専門科目を提供できる職業科との連携である。2 つ目は、大学との連携である。専門科（職業科）の延長線上にある大学学部による授業提供である。近年増加傾向にあり、平成 14 年度には、455 校を数える。3 つ目は、企業へのインターシップを中心とする企業との連携である。職場体験や企業実習を中心に行っている。4 つ目は、中学との連携である。現在進行中の中高一貫教育にみられるように、異年令集団を形成しながら、体系的な学習を行っているものである。ただし、この場合の多くは、中学生が高等学校の授業に参加して、入学後に単位が認定されるというケースが多い。そして、5 つ目が、専門学校との連携である。企業実習とは異なるものの、社会で要求されているものを中心に取り組むことができ、1961 年の学校教育法の改正により実施されていた「技能連携制度」を利用した学校に近い内容である。

### 3 課題の設定（高・専連携の試み）

高等学校と大学の接続の改善についての概要<sup>(13)</sup>によると、「大学の科目等履修生、聽講生又は公開講

座などの制度の活用状況」は、平成 12 年度：68 校（25 都道府県）平成 13 年度：113 校（25 都道府県 1 市）平成 14 年度：455 校（33 都道府県 3 市）。「大学教員による高等学校での学校紹介や講義等の実施状況（高等学校で単位認定しているものを除く）」は、平成 12 年度：977 校（45 都道府県 8 市）平成 13 年度：1,230 校（45 都道府県 10 市）平成 14 年度：1,424 校（46 都道府県 10 市）である。

これらの統計結果が示すように、高大連携は年々増加傾向にある。高等学校専門科において中等教育後教育との連携は、若干の高大連携をのぞき、企業へのインターシップを中心となっている。しかし、専門学科（工業学科）の生徒の進路希望状況が、専門学校への進学が中心となっている現在、高等学校とりわけ工業高校と専門学校との連携は、技術教育の体系化として、検討すべき課題であるといえる。

専門学校は、平成 14 年（2002 年）度現在、国内に 2,969 校あり、生徒数は 659,861 人<sup>(14)</sup> で、学校数は前年度より 11 校減少しているが、生徒数は 16,968 人増加している。また、短期大学の在学者数を大きく上回り、大学につぐ大規模な中等後教育機関になっている。

そこで、本研究では、工業高校ファッション工学科<sup>(15)</sup>の生徒（男子 1 名、女子 11 名）が、服飾系の M 専門学校での 5 日間の実習を体験することによって、この高校・専門学校連携がどのような効果を生徒にもたらしたかを調査・分析するものである。

#### 4 実施方法

平成 14 年、ファッション工学科新規事業として、平成 15 年度大阪市立高校夢サポート 21 事業<sup>(16)</sup>に対して、「M 専門学校との学校間連携」という事業名で事業計画表を提出し、同時に M 専門学校と実施時期、実習方法について協議した。

実施時期については第 1 学期末考査終了後の平成 15 年 7 月 9 日より 7 月 15 日までの 5 日間とし、時間は 13 時より 17 時までを予定。この期間は午前中 3 時間の授業があるので、M 専門学校に通学可能な時間帯を設定した。



写真 1 M専門学校の先生方と打ち合わせ中



写真 3 パターンを元に裁断中

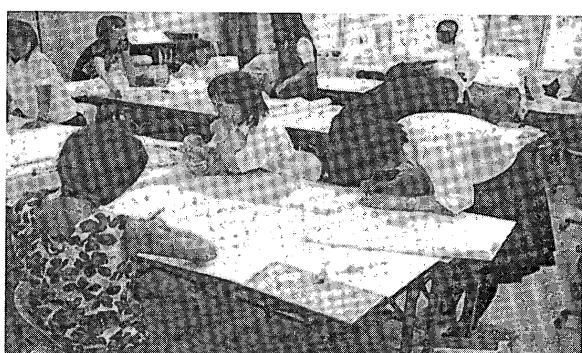


写真 2 スタイル画を元にパターン作成中

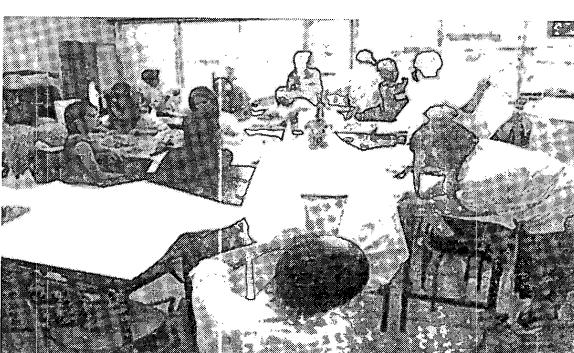


写真 4 各自作業を進める

対象学年に関しては、専門知識の習熟度及び進路選択の動機付けという観点から、3年生とした。定員に関しては、受け入れ先であるM専門学校の教官数、設備等の関係で当初は10名とし、希望者を募り、課題として自分が製作する衣装のスタイル画を提出させ、応募者が多数のときはスタイル画の優劣よって選抜することとした。しかし応募者は12名であったので、M専門学校の厚意により、選抜は実施せず12名全員に対して体験実習を実施することになった。

調査分析は、質問紙調査による分析、生徒感想をKJ法により分析を行った。

#### ① 事前質問紙

1. あなたは進路先として次のどれを考えていますか？

- ①就職（アパレル関係）②就職（アパレル以外）③進学（アパレル系専門学校）
- ④進学（アパレル以外専門学校）⑤進学（大学・短期大学）

2. あなたが今までに受講したアパレル実習について満足していますか？

- ①満足している ②やや満足している ③普通 ④やや不満である ⑤不満である

3. 理解度（略）

4. ファッション工学科に何を希望しますか？

a. 繊維・染色関係の授業について

- ①増やすべきだ ②やや増やすべきだ ③今のままでよい ④やや減らしてほしい
- ⑤減らしてほしい

b. デザインの授業について

- ①増やすべきだ ②やや増やすべきだ ③今のままでよい ④やや減らしてほしい
- ⑤減らしてほしい

c. 実習について

- ①増やすべきだ ②やや増やすべきだ ③今のままでよい ④やや減らしてほしい
- ⑤減らしてほしい

d. ライセンス取得に向けた補習について

- ①増やすべきだ ②やや増やすべきだ ③今のままでよい ④やや減らしてほしい
- ⑤減らしてほしい

e. 工場見学について

- ①増やすべきだ ②やや増やすべきだ ③今のままでよい ④やや減らしてほしい
- ⑤減らしてほしい

f. ファッションショーについて

- ①増やすべきだ ②やや増やすべきだ ③今のままでよい ④やや減らしてほしい
- ⑤減らしてほしい

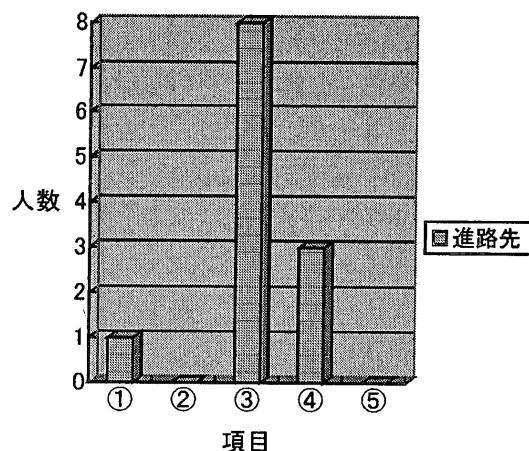
## ②事後アンケート

- 1.M 専門学校での体験実習で、ファッション工学科で学んだ以外に、新しく知った技術はありましたか？  
 (ある ・ ない)
- 1番で、あるに○をつけた方に伺います。それはどのような技術でしたか？
2. M 専門学校での体験実習で、ファッション工学科で学んだ以外に、初めて聞く専門用語はありましたか？  
 (ある ・ ない)
- 2番で、あるに○をつけた方に伺います。それはどのような用語でしたか？
3. M 専門学校での体験実習で、身についた技術はありましたか？  
 (ある ・ ない)
- 3番で、あるに○をつけた方に伺います。それはどのような技術でしたか？
4. M 専門学校での体験実習をして、今後ファッション工学科の実習に取り入れるべきだと思われる事柄はありますか？  
 (ある ・ ない)
- 4番で、あるに○をつけた方に伺います。それはどのような事柄でしたか？

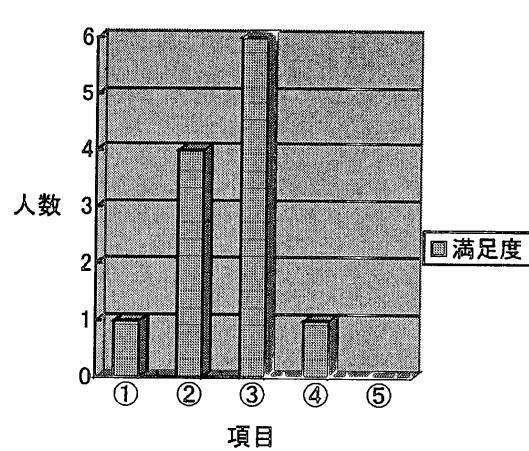
## 5 結果

## ① 事前質問紙

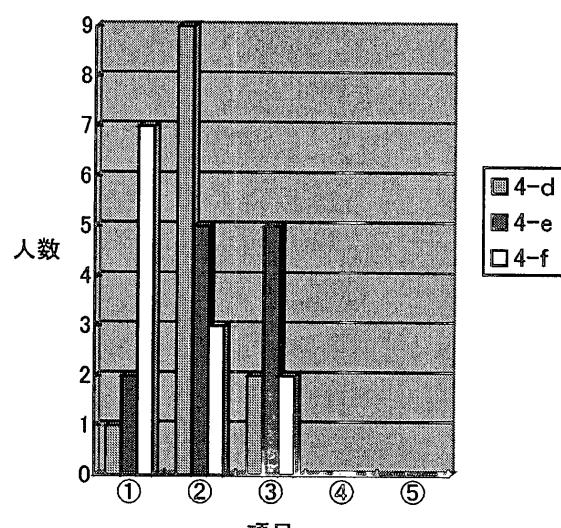
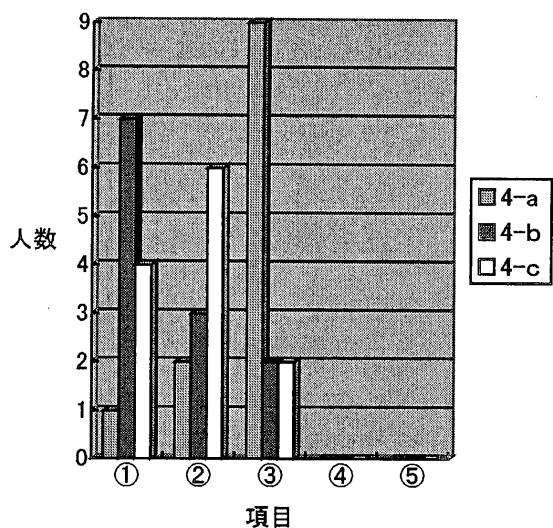
## 1. 希望進路先



## 2. 実習満足度



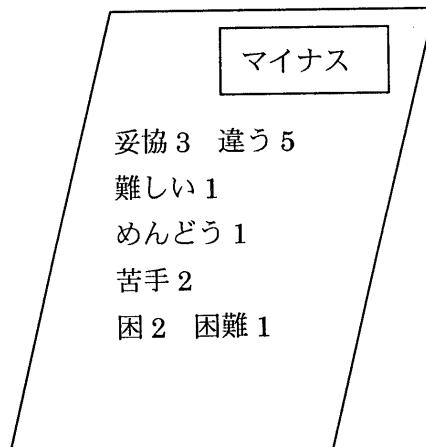
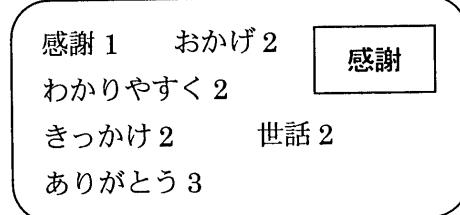
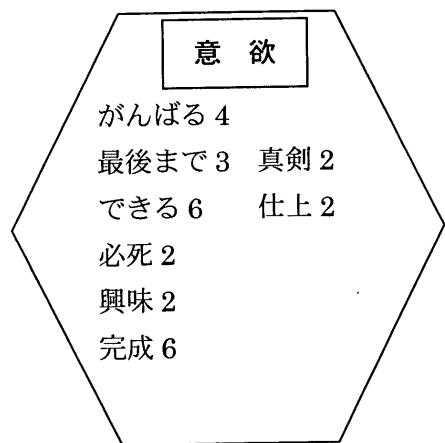
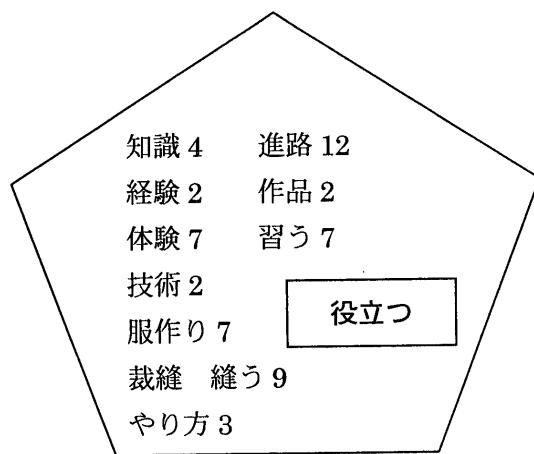
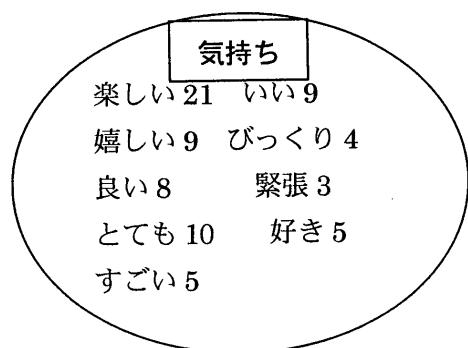
## 3. ファッション工学科への希望



## ② 事後アンケート

アンケート番号	ある(人数)	無い(人数)
1	10	2
2	9	3
3	12	0
4	9	3

事後感想文



## 6 考察

M専門学校での体験実習に応募した生徒の進学希望先はアパレル系専門学校が突出して多く、ただ単にファッショショニエー向けた衣装づくりのためだけに体験学習に参加したのではなく、進路先としての興味があったことが伺われる。4の項目は高校での専門教科に対する質問であったが、実習に対しては物足りなさを感じていることが明らかにすることができた。

また、事後アンケートでは、どの項目も「ある」と答えた生徒が多く、特に3の項目の「M専門学校で身についた技術はありましたか?」に関しては12名全員が「ある」と答えていた。記述内容を見ると、今回の専門学校との連携は、高校で習っていなかつたこと、忘れてしまっていることを認識するよい機会であったことが明らかである。また自分の未熟さを反省する内容（前身ごろ、後ろ身ごろの引き方くらいはある程度知つておくべきだと思いました）や、ものづくりには基礎が大事であることを認識した内容があり、今回の連携は生徒にとって良い体験であったことが伺われる。

さらに注目する点は、事後感想文において、役立つというカテゴリーに「進路」が含まれ、生徒自らが何らかの形で自分の進路選択について考える機会となつたといえる。すなわち、キャリア教育としての観点からも有効的であったといえよう。

今後、職業高校と専門学校との連携は推進していく必要があると考えられる。日数（時数）に関しては、5日間では完成できず、その後4日間ほどM専門学校の方で補充実習をして頂いた。したがつて、一連の流れや期待効果から考えると、全体で10日間程度の日程が必要であるといえる。またさらに、連携を強化しつつも技術教育の体系化を考えたとき、中等教育での教育と中等教育後教育での教育や社会の要請を視野に入れたキャリア教育的視点が今後ますます必要となるであろう。

## 7 まとめにかえて

技術教育には、様々な「知」を「生活知」として統合し、よりよく社会で生きていくための力を育成する役割がある。したがつて、「職業観」をはじめ、「人生観」などのキャリア教育としての視点や「生き方」教育としての捉えが必要なのである。

このような技術教育を子どもの発達と自立、人間形成と結びつけてとらえ、分化が始まる前の小学校から体系的にすすめていくことが求められているのではなかろうか。

その期待効果として、自己の「職業観」や「人生観」にしたがつたポジティブな進路選択によって、トラッキングシステムからの脱出という大きな変革を見いだすことが可能となつてくるであろう。

(注)

- (1) 深谷昌志監修「文系・理系と高校生」『モノグラフ'96 vol.46』、ベネッセ教育研究所、1996
- (2) 南澤信之「「学習者の教育環境選択権」の観点から見た中高一貫教育の検討」『教育経営研究』第5号、1999、57-66。および、南澤信之・山崎保寿「中高一貫教育の効果に関する一考察—self-esteemと分化に関する調査結果を基にして—」『信州大学教育学部教育実践研究指導センター紀要』第7号、1999、199-206。
- (3) 宮原・丸木・伊ヶ崎・藤岡『資料日本現代教育史 3』三省堂、1974、229-232。
- (4) 清水・大河内『教育改革の課題—高校改革と大学改革—』東京大学出版会、1977、333。
- (5) 横浜国立大学現代研究所編『中教審と教育改革』三一書房、1973、225-232。

- (6) 学校教育法施行規則（1956年改正）第59条は「高校の入学は校長がこれを許可する。入学志願者数が定員を超過した場合には、選抜を行うことができる」とされていたが、1963年の学校教育法施行規則改正では、上記の第59条が「高校の入学は、54条の3の規定（中学校長の調査書等作成・送付権限）により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可する」とされた。同条の2には「学力検査は特別の事情のあるときは、これを行わないことができる」としているが、説明通達によれば、併設中学校からの入学する場合などだとしている。
- (7) 横浜国立大学現代研究所編『中教審と教育改革』三一書房、1973、90-107。
- (8) 宮原・丸木・伊ヶ崎・藤岡『資料日本現代教育史 3』三省堂、1974、155-157。
- (9) 経済企画庁総合計画局編『情報化社会における生涯教育』、1972、15。
- (10) 横浜国立大学現代研究所編『中教審と教育改革』三一書房、1973、125-129。
- (11) 文部省『高等学校学習指導要領解説』昭和53年8月、実教出版、1978。
- (12) 教育事情研究会『中央教育審議会答申総覧』ぎょうせい、1992、382-404。
- (13) 文部科学省：平成14年度版、平成15年度版、高等学校教育の改革に関する推進状況（概要）について。
- (14) 平成14年（2002年）度「学校基本調査速報」（文部科学省・平成14年8月9日）。
- (15) 平成5年設置：大阪市立泉尾工業高等学校。
- (16) 大阪市教育委員会による学習支援事業。

（2003年12月15日 受理）